

# 小売物価統計調査の概要

## 1 調査の目的と沿革

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査し、消費者物価指数(CPI)その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年6月から実施している。

消費者物価指数は昭和21年消費者価格調査(CPS 家計調査の前身)によって調査した実効価格(公定価格とヤミ価格のように二つ以上の価格がある場合に、それぞれの購入数量をウエイトとした平均価格)を価格資料として作成が開始された。当時、我が国の経済事情は戦後の混乱期にあったが、その後、経済活動が徐々に回復し、消費面の統制も次第に解かれ、日常生活用品の出回りも潤沢になり、価格調査に当たっても、月々一定した銘柄を継続的に小売店舗から調査することが可能となったので、消費者物価指数の価格資料を直接店舗から求める方法に改め、昭和25年6月から小売物価統計調査を統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計第35号」を作成するための調査として開始した。

調査は、当初都道府県庁所在市(46都市)及び8都市(帯広、高崎、松本、浜松、松阪、防府、今治、都城)で約210品目について行っていたが、その後、調査市町村、調査品目等について改正を加え現在に至っている。調査市町村については、昭和37年7月から郡部を加え、全国的な規模の調査とした。

さらに、昭和47年には、沖縄本土復帰により沖縄県下の5市2町を追加した。その後、数次にわたり調査市町村の追加・廃止を行い、平成16年12月現在167市町村となっている。

一方、調査結果に関しては従来からの物価指数のほか、個別の商品及びサービスの価格水準についてもますます注目されるようになり、より詳細な資料が要請されるようになった。このため、昭和50年、54年、59年、平成元年、4年、6年、9年、11年、12年、14年及び16年に調査品目・銘柄を追加する等の整備拡充を行った。

## 2 調査の体系

調査の体系は、(1)価格調査、(2)家賃調査、(3)宿泊料調査に大別される。

(1) 価格調査.....商品の小売価格及びサービスの料金を調査する。

ア 調査員調査品目

「5」で述べるA、B、C及びS品目を調査員が調査する。

イ 都道府県調査品目

「5」で述べるD品目を都道府県が調査する。

ウ 総務省調査品目

「5」で述べるE品目を総務省が調査する。

(2) 家賃調査.....1か月当たりの家賃及び延べ面積を調査する。

ア 調査員調査品目

民営借家を調査員が調査する。

イ 都道府県調査品目

公営等借家(独立行政法人都市再生機構住宅を除く。)を都道府県が調査する。

ウ 総務省調査品目

独立行政法人都市再生機構住宅を総務省が調査する。

(3) 宿泊料調査.....大人2人で宿泊した場合に支払う1人分の平日及び休前日の宿泊料を調査する。

ア 都道府県調査品目

民営宿泊施設(旅館・ホテル等)の平日及び休前日の1泊2食付き又は1泊朝食付の料金を都道府県が調査する。

イ 総務省調査品目

公的宿泊施設(国民宿舎(公営)等)の1泊2食付きの料金を総務省が調査する。

## 3 調査市町村

調査員調査品目の調査市町村数は、平成16年12月現在、表1に示す167市町村となっている。

都道府県調査品目は、調査市町村又は都道府県内の全域を、総務省調査品目については全国の全域を、それぞれ調査地域とする。

表1 調査市町村一覧

都道府 県番号	都道府県	市 町 村	符号	都道府 県番号	都道府県	市 町 村	符号
01	北海道	札幌市 旭川市 岩見沢市 美幌市 名寄町 木古幌町 羽美町 倶知安町	A	15	新潟県	新潟市 長岡市 魚川市 糸魚川市 堀之内町 富山町 新小杉町 小金沢町 穴水町	A
			B				A
			C				B
			D				C
			E				D
02	青森県	青森市 むつ市 尾上町	A	16	富山県	富山町 新湊市 小杉町 金沢市	A
			D				E
03	岩手県	盛岡市 江刺市 田老町	A	17	石川県	石川町 小坂町 津幡町	A
			D				E
04	宮城県	仙台市 石巻市 利根町	A	18	福井県	福井市 敦賀市 甲府町	A
			D				E
05	秋田県	秋田市 湯沢市 山形町	A	19	山梨県	甲府市 沢村町	A
			D				E
06	山形県	山形市 鶴岡市 余目町	A	20	長野県	長野市 松本市 小丸町	A
			D				E
07	福島県	福島市 郡山市 川俣町	A	21	岐阜県	岐阜市 美濃市 土岐市	A
			B				C
08	茨城県	水戸市 古河市 友部町	A	22	静岡県	静岡市 浜松市 掛川市	A
			C				E
09	栃木県	宇都宮市 鹿沼市 茂木町	A	23	愛知県	名古屋 春日井市 蒲郡市 新城市	A
			C				E
10	群馬県	前橋市 安中市 草津町	A	24	三重県	津市 桑名市 明和町	A
			D				E
11	埼玉県	さいたま市 川口市 所沢市	A	25	滋賀県	大津市 愛知町 川知市	A
			B				E
12	千葉県	千葉市 茂原市 佐倉市	A	26	京都府	京都市 福知山市 大津市	A
			C				E
13	東京都	特別区 立川市 府中市	A	27	大阪府	大阪府 大東市 貝塚市 富田町	A
			B				C
14	神奈川県	横浜川崎 厚木市 伊勢原市	A	28	兵庫県	神戸市 姫路市 西宮市	A
			B				C
15	新潟県	新潟市 長岡市 魚川市 糸魚川市 堀之内町 富山町 新小杉町 小金沢町 穴水町	A	29	奈良県	奈良市 橿原市	A
			B				E
16	富山県	富山町 新湊市 小杉町 金沢市	A	30	和歌山県	和歌山市 歌山町 坊主町	A
			B				E
17	石川県	石川町 小坂町 津幡町	A	31	鳥取県	鳥取市 智取町	A
			B				E

都道府県番号	都道府県	市 町 村	符 号	都道府県番号	都道府県	市 町 村	符 号
32	島根県	松江 市	A	41	佐賀県	佐賀 市	A
33	岡山県	大岡山 市	E	42	長崎県	佐賀 市	E
34	広島県	新見 市	A			世保 市	B
		広島 市	D	43	熊本県	田平 市	E
		福山 市	A			熊本 市	A
		三原 市	B			人吉 市	D
		本郷 市	C			坂本 市	E
35	山口県	山口 市	E	44	大分県	大分 市	A
		宇野 市	A			日田 市	C
		小野 市	B			佐賀 市	E
		田布 市	D	45	宮崎県	宮崎 市	A
36	徳島県	徳島 市	E			都城 市	C
		池田 市	A			高原 市	E
37	香川県	高松 市	A	46	鹿児島県	鹿児島 市	A
		善通寺 市	D			出水 市	D
		説間 市	E			高尾山 市	E
38	愛媛県	松山 市	A	47	沖縄県	那覇 市	A
		今治 市	C			石垣 市	D
39	高知県	高知 市	A			名護 市	D
		窪川 市	E			沖繩 市	C
40	福岡県	福岡 市	A			本那 市	E
		北九州 市	B			那原 市	E
		柳井 市	D				E
		筑紫 市	C				E
		筑穂 市	E				E

- 1) 符号は、調査市町村の次の区分を示す。なお、人口は平成12年10月1日現在による。  
A.....都道府県庁所在市 B.....人口15万以上の市 C.....人口5万以上15万未満の市  
D.....人口5万未満の市 E.....町村
- 2) 調査市町村の名称及び区域は、平成16年10月15日現在による。

#### 4 調査地区

各調査市町村には、商品の小売価格及びサービスの料金を調査する「価格調査地区」と、民営借家の家賃等を調査する「家賃調査地区」を設定している。ただし、「5」で述べるD・E・S品目、公営等借家の家賃及び宿泊料の調査については、調査地区を設けず、直接、都道府県又は調査市町村の全域から価格が調査されている。

各調査市町村に設定された調査地区数は、都市の人口規模等により表2のとおり定めている。

##### (1) 価格調査地区

###### ア 価格調査地区の設定方法

調査市町村全域をA品目の価格取集数と同数に分割し、それぞれを価格調査地区としている。分割に当たっては、事業所・企業統計調査の調査区が合併した区域となるようにし、商業集積地区の分布状況を参考に、可能な限り地形地物を境界としている。

###### イ 調査品目区分ごとの調査方法

原則として、A品目はすべての価格調査地区で調査し、B品目及びC品目は当該品目について代表的な店舗が存在する価格調査地区を所定数選択して調査している。価格調査地区数は全国で686である。(平成16年1月現在)

ただし、平成14年度以前に設定した調査市の価格調査地区については、A品目を調査する一般地区と、B品目及びC品目を調査する繁華街地区に区分されている。しかし、いずれの調査地区とも調査市町村の全域ではなく設定当時の商業集積等を踏まえて選定された地域であり、また品目によらず一律に選定されるために、必ずしも調査に最適な地区にならない場合があった。このような状況にかんがみ、新たな商業集積地区や郊外型大型店舗の出現といった小売業の構造変化及び消費行動の変化を的確に反映するため、平成15年度以降に、価格調査地区を設定する際には上記アの方法によることとした。

##### (2) 家賃調査地区

平成12年国勢調査調査区(山林原野等を除く。)のうちから確率抽出法により抽出し、その抽出された調査区を家賃調査地区として設定している。家賃調査地区数は全国で1,209である。(平成16年1月現在)

**表2 調査市町村の区別調査地区数及び価格取集数**

調査市町村の区分	A品目		B品目		C品目		家賃調査地区数
	地区数	価格数	地区数	価格数	地区数	価格数	
東京都都区部	42	42	21	21	12	12	54
大阪市	12	12	12	12	6	6	36
横浜，名古屋，京都，神戸の各市	12	12	6	6	2	2	24
札幌，仙台，さいたま，千葉，川崎，広島，福岡，北九州の各市	8	8	4	4	2	2	18
上記以外の県庁所在市	4	4	3	3	2	2	9
人口15万以上の市	4	4	3	3	1	1	9
人口5万以上15万未満の市	3	3	3	3	1	1	6
人口5万未満の市	2	2	1	1	1	1	3
町村	1	1	1	1	1	1	3

1) A, B, C品目の内容については表3参照

2) 平成15年度以降に価格調査地区の設定替えを実施していない市については，B品目又はC品目の地区数が異なる場合がある。

### 5 調査品目及び価格取集数

家計支出上重要な504品目を調査する。各調査品目について，一定の調査銘柄（775銘柄）及び調査単位を指定し，その小売価格又は料金を調査している。

調査品目の一部には，調査市町村内に販売店がないか，あっても継続的に価格が得られないため，調査市町村の都市の人口規模等に応じて調査する品目を定めている。（表3及び付録3参照）

**表3 調査市町村の区分，品目区別調査品目数及び基本銘柄数**

品目区分	調査市町村の区分 内容	東京都区部	県庁所在市	以人口以上の5市万	未人口の5市万	町村
		A品目	魚介，野菜，日用雑貨など，主として一般消費者が居住地区近辺で購入する品目で，地区間で価格差がみられる品目	145 (165)	145 (165)	114 (129)
B品目	被服，電気器具など，主として取扱店舗が各市町村の中心的な商店街にある品目で，店舗間で価格差がみられる品目	145 (168)	144 (167)	70 (80)	57 (66)	29 (32)
C品目	調味料，文房具など，地区間又は店舗間での価格差の比較的小さい品目	84 (91)	82 (88)	31 (31)	27 (27)	19 (19)
D品目	水道料，入浴料など，市町村内で価格・料金が均一又はこれに近い品目	32 (99)	32 (99)	24 (89)	21 (83)	21 (83)
E品目	鉄道運賃，電気代，たばこなど，全国的又は地方的に価格・料金が均一な品目	36 (162)	36 (162)	36 (152)	36 (152)	35 (146)
S品目	映画観覧料，大工手間代など，調査地区を設けなくて市町村全域から調査する品目	65 (77)	63 (75)	15 (18)	10 (13)	7 (10)
家賃	借家に居住する世帯の家賃	2 (5)	2 (5)	2 (5)	2 (5)	2 (5)
総数		509 (767)	504 (761)	292 (504)	256 (464)	196 (393)

) 上段は調査品目数，下段の( )は基本銘柄数を示す。

沖縄県のみで調査する品目は含まない。

1品目で複数の銘柄があり，異なる品目区分になる場合，品目数はそれぞれの品目区分に含めている。

(1) 価格調査

毎月の価格取集数は、約 230,000 価格である。A, B, C の各品目については、消費者の購入行動、店舗間の価格のばらつきを考慮し、調査市町村の区分ごとに表 2 のとおり定めている。

なお、D 品目の価格取集数は、原則として各調査市町村 1 価格であるが、学校授業料、月謝（学習塾）等については、表 4 のとおりである。

また、S 品目の価格取集数は、表 5 及び表 6 のとおりである。

表4 D品目(学校授業料,月謝(学習塾)等)価格取集数

調査品目	価格取集数
P T A 会費 学校給食費	8 大市（東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市）...各10 道県庁所在市（東京都区部、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市を除く。）.....各5 その他人口5万以上の市（川崎市、北九州市を除く。）.....各3 人口5万未満の市及び町村.....各1
大学授業料	大 学(国立・公立・私立).....都道府県内全大学 (ただし私立大学は、東京都は法文経系22校、理工系10校、道府県は法文経系10校、理工系5校を限度とする。)
短期大学授業料	短期大学(私立).....都道府県内全短期大学 (ただし東京都は法文経系15校、家政系15校、道府県は法文経系10校、家政系10校を限度とする。)
高等学校授業料	高等学校(公立).....調査市町村各1(課程ごと各1) 高等学校(私立).....調査市町村内全高等学校 (ただし東京都区部は普通課程47校、商業課程10校、工業課程5校、他の調査市町村は普通課程10校、商業課程5校、工業課程3校を限度とする。)
中学校授業料	中学校(私立).....調査市町村内全中学校 (ただし東京都区部は18校、他の調査市町村は5校を限度とする。)
幼稚園保育料	幼稚園(公立).....東京都区部は各区1,他の調査市町村は各1 幼稚園(私立).....東京都区部は10,他の調査市町村は各3
月謝(学習塾)	東京都区部は10,道府県庁所在市各3
プール使用料	東京都区部は10,道府県庁所在市各2
人間ドック受診料	都道府県庁所在市各2
自動車教習料	東京都区部は10,人口5万以上の市各3
入院費	都道府県各4(国立病院2,公立病院2)
ゴルフプレー料金 テニスコート使用料	東京都は10,道府県各3
遊園地入園料	東京都は5,道府県各3
美術館入館料 (公立)	東京都は10,道府県各2

表5 S品目(牛乳(配達),大工手間代等)価格取集数

調査品目(銘柄)	価格取集数	調査品目(銘柄)	価格取集数
牛乳(配達), 豊表取替費, プロパンガス(5m <sup>3</sup> ), プロパンガス(10m <sup>3</sup> ), プロパンガス(15m <sup>3</sup> ), 灯油, 自動車ガソリン (レギュラーガソリン), 自動車ガソリン (プレミアムガソリン), 靴修理代,板ガラス取替費,上敷ござ	A品目と同じ	大工手間代,水道工事費, ふすま張替費,塀工事費, 浴槽,温水洗浄便座, 給湯機,板材,塗料, 左官手間代,食堂セット, ベッド,レンジ台, ヘルスメーター, モップレンタル料, 被服賃借料,血圧計, 自動車タイヤ, 自動車整備費, 自動車ワックス, 自動車オイル交換料, サッカーボール, 釣りざお,植木鉢, 水着,園芸用土,獣医代, ハンドバッグ(輸入品), 羊肉, チョコレート(輸入品)	C品目と同じ
座卓,自転車,整理だんす, ハンバーガー,牛どん, 洋服だんす,食器戸棚, カーペット, ネクタイ(輸入品), コンタクトレンズ,学習机, テニスラケット(輸入品), 電気がみそり(輸入品), ゴルフボール(輸入品)	B品目と同じ		

表6 S品目 (映画観覧料,月謝等)価格取集数

調査品目	価格取集数
映画観覧料	東京都区部 ..... 25 大阪市 ..... 15 札幌市, 仙台市, 千葉市, 横浜市, 名古屋市, 京都市, 神戸市, 広島市, 福岡市 .....各10 上記以外の県庁所在市 .....各5
ピザパイ (配達) パーソナルコンピュータ パーソナルコンピュータ用プリンタ カラオケルーム 使用料	東京都区部 ..... 10 大阪市 ..... 7 札幌市, 仙台市, 千葉市, 横浜市, 川崎市, 名古屋市, 京都市, 神戸市, 広島市, 福岡市, 北九州市 .....各5 上記以外の県庁所在市 .....各3
車庫借料	東京都区部は10, 人口5万以上市は各3
月謝 (学習塾に係るものを除く。) 弁当 植木職手間代 マッサージ料金 駐車料金 運送料 ゴルフ練習料金	東京都区部 ..... 10 他の道府県庁所在市 .....各3

(2) 家賃調査

民営家賃については、各家賃調査地区内における全民営借家世帯における約 23,000 の価格及び延べ面積を調査する。

公営家賃については、調査市町村ごとにすべての公営等借家を対象に全賃貸料及び延べ面積を調査する。

(3) 宿泊料調査

全国で約 1,000 の宿泊料を調査する。

6 価格報告者

商品及びサービス関係の調査品目の価格報告者は、調査品目の区分ごとに定めている。

調査員調査品目については、品目ごとに、各調査地区内 (S 品目は調査市町村内) で販売数量が多い順 (これにより難しい場合は、従業者数や売り場面積など経営規模の大きい順) に所定数 (表 2 参照) を選定した小売店舗又はサービス事業所の事業主とする。

都道府県調査品目及び総務省調査品目については、調査市町村内に所在する店舗のうち利用者の多い順に選定した所定数の小売店舗、サービス事業所の事業主又は所管責任者とする。

家賃調査については、民営借家の家賃は、家賃調査地区内に居住するすべての民営借家の世帯主とする。公営等借家の家賃は、調査市町村内にある当該公営等借家の管理責任者とする。

宿泊料調査については、民営宿泊施設は、調査旅館・ホテル等の代表者とする。公的宿泊施設は、国民宿舎 (公営) 等の代表者とする。

このようにして選定された価格報告者の数は、全国で、店舗及び事業所は約 30,000、民営家賃調査世帯は約 23,000、調査旅館・ホテル等は約 530 となっている。

7 調査銘柄

各調査品目については、全国に共通する一定の銘柄 (「基本銘柄」という。) を指定し価格を調査している。しかし、基本銘柄の出回りが少ないため調査が不可能又は困難な調査市町村がある場合は、その市町村の実情に即して出回りの多い銘柄を「市町村銘柄」として設定し、これについて調査することとしている。

基本銘柄については、出回り状況の変化等を考慮して改正を行っている。基本銘柄の数は表 3 のとおりである。

## 8 調査日

毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日として価格又は料金を調査する(月別価格調査)。ただし、D品目及びE品目については、毎月12日を含む週の金曜日(遊園地入園料については日曜日)を調査日とする。

また、生鮮魚介、野菜、果物及び切り花の約40品目については、上旬、中旬、下旬の3旬別に調査を行い(旬別価格調査)、それぞれ、上旬は5日、中旬は12日、下旬は22日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日とし、調査日を含む前3日間の中値を調査する。

特例として学校給食費、PTA会費、大学・短期大学・高等学校・中学校授業料、幼稚園保育料、印鑑証明手数料、戸籍抄本手数料及び保育所保育料は、毎年4月に調査し、そのうちPTA会費以外については、その結果を9月に確認調査する。

宿泊料調査については、毎月5日を含む週の金曜日(ただし、休日の前日の場合は、翌週の月曜日)及び土曜日を調査日とする。

## 9 調査価格

### (1) 価格調査

調査価格は、調査店舗等で実際に現金販売している通常の状態の小売価格又はサービスの料金を調査する。したがって、次のような小売価格は調査しない。

- ・ 短期間(7日以内)の大安売り、棚ざらえ、投げ売り等による割引価格
- ・ 半端もの、数種の商品を抱き合わせで販売している場合の価格
- ・ 一部の顧客との間で一度に大量取引する際の割引価格
- ・ 中古品、せり売り、月賦販売等の価格

### (2) 家賃調査

#### ア 民営借家

家賃調査地区内にある民営借家に居住するすべての世帯について、家賃の月額、延べ面積等を調査する。調査は、家賃調査地区を1群、2群、3群に分け、第1群の地区は1、4、7、10月に、第2群は2、5、8、11月に、第3群は3、6、9、12月にというように、各地区を3か月間隔で調査する。

集計の際、単位面積当たりの家賃は、調査市町村内の全家賃調査地区についての家賃総額を借家の総面積で除し算出する。なお、当月調査されなかった地区の家賃及び面積は前月又は前々月の調査結果を用いる。家賃調査地区は、国勢調査の1調査区をもって1家賃調査区としている。

#### イ 公営等借家

公営等借家の家賃については、各調査市町村内に所在する都道府県営、市町村営、都道府県住宅供給公社、市住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構所管の住宅の戸数、延べ面積及び家賃総額を毎月調査する。

### (3) 宿泊料調査

#### ア 民営宿泊施設

旅館・ホテル等は、都道府県庁所在市又は全国の観光地の中から宿泊者数の多い地域を選定し、該当する市町村を調査市町村(101市町村)として、調査市町村ごとに事業所・企業統計調査の旅館・ホテル等の数に応じた代表的な民営宿泊施設を選定し、その宿泊施設において、最も多いタイプの客室一つを指定して、その指定客室に大人2人が1泊2食付き又は1泊朝食付きで宿泊した場合の1人分の平日料金及び休前日料金を調査する。

#### イ 公的宿泊施設

代表的な宿泊施設(国民宿舎(公営)等)に、大人2人で宿泊した場合に支払う1人分の料金を調査する。

## 10 調査の流れ及び調査方法

調査の流れは、次のとおりである。

総務大臣 - 都道府県知事 - 統計調査員（指導員） - 統計調査員（調査員） - 価格報告者

指導員は、都道府県統計主管課の職員のうちから都道府県知事により任命され、調査員の実査事務の指導及びD品目、公営等借家の家賃（独立行政法人都市再生機構住宅を除く。）並びに宿泊料（一般旅館・ホテル等）の調査を担当する。

調査員は、民間人の中から都道府県知事により任命され、価格報告者（店舗・事業所・世帯）を巡回し、A、B、C及びS品目の価格並びに民間借家の家賃を聞き取って調査員自ら携帯機器に入力する他計方式により調査する。

指導員及び調査員数は全国でそれぞれ131人、753人である。（平成16年1月現在）

なお、E品目については総務省統計局職員が調査する。

## 11 結果の公表

小売物価統計調査の結果は、主要品目の都市別小売価格を、東京都区部については当月分、全国については前月分を、また、全国统一価格品目の価格については当月分を、原則、毎月26日を含む週の金曜日に公表している。

公表した結果は、次の結果報告書により刊行するほか、インターネット、FAXサービス等でも提供している。（巻末「小売物価統計調査報告書等の利用について」参照）

- ・「小売物価統計調査報告」（月報）

公表内容のうち、主要結果を収録し、翌月中旬に刊行

- ・「小売物価統計調査年報」

主要品目について、県庁所在市及び人口15万以上の市については当該年の1月～12月分の月別価格及び年平均価格、人口15万未満の市町村については年平均価格等を収録